

第百九回国参議院内閣委員会會議録第七号

昭和六十二年九月十八日(金曜日)

午後六時十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 名尾 良孝君
理事 板垣 正君
岩本 政光君
大城 眞順君

委員

大島 友治君
岡田 広君
亀長 友義君
小島 静馬君
古賀 四郎君
永野 茂門君
松垣 徳太郎君
堀江 正夫君
小野 明君
野田 哲君
飯田 忠雄君
峯山 昭範君
吉川 春子君
柳澤 鍊造君

衆議院議員

内閣委員長 石川 要三君

國務大臣

後藤 田正晴君

政府委員

内閣官房内閣外
政審議室長 國廣 道彦君
兼内閣総理大臣
官房外政審議室
長 依田 智治君
防衛庁長官官房

事務局側

常任委員会専門 原 度君

本日の会議に付した案件

○台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案(衆議院提出)

○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

(台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する決議に関する件)

○スパイ防止のための法律制定に関する請願(第三号外二件)

○引揚者在外財産の補償の法的措置に関する請願(第五号外四件)

○戦後強制抑留者問題に関する請願(第二〇一号)

○国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願(第四六七号外四三件)

○国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願(第四八三号外二八件)

○元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第七七八号外一三件)

○台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願(第八八八号外四一件)

○元従軍看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第一一二二号外四六件)

○旧海軍特務士官、准士官の恩給格付是正に関する請願(第一一七〇号外二一件)

○台湾人元日本軍人軍属の補償に関する請願(第一七一一号)

○継続審査要求に関する件

○継続調査要求に関する件

○委員派遣に関する件

○理事補欠選任の件

○委員長(名尾良孝君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院内閣委員長石川要三君から趣旨説明を聴取いたします。石川内閣委員長。

○衆議院議員(石川要三君) ただいま議題となりました台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

御承知のように、第二次世界大戦において多数の台湾の人々が日本の軍人軍属として動員され、戦死されたり負傷されたりした方も少なくないものであります。日本人の軍人軍属であつた戦没者の遺族及び戦傷病者に対しては、戦後、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の制定や軍人恩給の復活により、年金または一時金等が支給されております。

しかるに、台湾の人々は、戦後、日本国籍を失つた結果、援護法または恩給法が適用されないこととなつたのであります。

しかしながら、第二次世界大戦中、日本人の軍人軍属として動員された台湾の人々、特に戦没者の遺族や重度の戦傷病者の方々に對し、現状のままで推移することは、人道的観点からも許されることではないと存じます。

したがひまして、この際、これらの方々に對し、弔慰等の意を表する趣旨で、弔慰金または見舞い金を支給するための法律を制定することが急務であると考え、ここに本法律案を提出した次第でございます。

次に、本案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本案は、人道的精神に基づき、台湾住民である日本の旧軍人もしくは旧軍属であつた戦没者等の遺族及び戦傷病者で著しく重度の障害の状態にあ

る者に対する弔慰金または見舞い金を支給するため、昭和六十三年度からできるだけ速やかに必要な財政上の措置を講ずるものとし、その講ぜられた措置に基づき、日本赤十字社は、台湾にある救護及び社会奉仕を業務とする機関を通じて弔慰金または見舞い金を支給するものとする」としてあります。

なお、日本赤十字社は、前述の機関との間に弔慰金または見舞い金の支給に関する取り決めを締結するものとしてあります。

本案は、衆議院内閣委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものでございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(名尾良孝君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。――別に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(名尾良孝君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。

この際、便宜から自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議、日本共産党、民社党、国民連合、新政クラブの各会派共同提案に係る台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する決議(案)

政府は、「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律」が制定された場合、同法の実施に当たっては、千九百七十二年九月二十九日に発出された日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明及び千九百七十八年八月十二日に北京で署名された日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約にある諸原則を遵守し、精神を尊重すべきである。特に共同声明第二項(日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。)及び第三項(中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ボツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。)において表明された日本国政府の立場を堅持すべきである。

右決議する。

以上であります。

本決議案を本委員会の決議とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

ただいまの決議に対し、後藤田内閣官房長官から発言を求められておりますので、これを許します。

す。後藤田内閣官房長官。
○国務大臣(後藤田正晴君) ただいまの決議を体し、政府として対処してまいりたいと考えております。

○委員長(名尾良孝君) これより請願の審査を行います。

第三号スパイ防止のための法律制定に関する請願外二百八件を議題といたします。

本委員会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧表のとおりであります。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、第五号引揚者在在外財産の補償の法的措置に関する請願外八十八件は採択すべきものにして内閣に送付するを要するものとし、第三号スパイ防止のための法律制定に関する請願外百十九件は保留することに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 次に、継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきましては、閉会中もなお審査を継続することとし、両案の継続審査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○吉川春子君 私は、この件につきましては廃案を主張いたします。

○委員長(名尾良孝君) 御異議があるようですが、これより採決をいたします。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案の継続審査要求書を議長に提出することと賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(名尾良孝君) 多数と認め、さよう決定いたします。

なお、両案の要求書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国防に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、両件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 次に、委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

野田哲君が一人委員を辞任されたため、現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

第一七〇号、第二二一〇号、第二二一四号、第二二五号、第二二六号、第二二七二号、第三三二一号、第三三三二号、第三三三三号、第四六三三号、第四六四四号、第四五九号、第五三〇三号、第六〇九号、第六一〇号、第六六九号、第七七七〇号、第七九八三号、第七九八四号、旧海軍特務士官、准士官の恩給格付是正に関する讀頼

九月十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願(第二二〇七号)

第二二〇七号 昭和六十二年九月十四日受理
国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願

請願者 福島県田村郡三春町下舞木石田一
四四 会田幾世 外四百五十四名
紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第四六七号と同じである。

昭和六十二年九月二十八日印刷

昭和六十二年九月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局